

出産育児一時金

3万円が加算され38万円に

1月1日から産科医療補償制度(※)が始まりました。この制度に加入した医療機関で、1月1日以後、在胎週数22週に達した日以降に分娩した場合は、出産育児一時金35万円に3万円が加算され、38万円支給されます。これは、医療機関が制度に加入すると、掛金が生じるため、出産費用が増加することを踏まえた制度改正です。国民健康保険加入者の出産育児一時金は、事前の申請により、医療機関に国保から直接支払うこともできます。詳しくは、市民課国保年金グループへお問い合わせください。国保加入者以外のかたは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

付加保険料を納付しませんか

老後に、より多くの年金を受けたいと考えているかたのために付加年金制度があります。これは、毎月の国民年金保険料に付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されるものです。付加保険料の額は、1か月4000円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者です。保険料の免除や猶予を受けているかたや国民年金基金加入者は、付加保険料を納めることはできません。

付加年金受給年額の計算は、2000円×付加保険料納付月数(65歳から老齢基礎年金を受給する場合)です。2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができる計算になります。なお、付加年金は老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を繰上げ受給(65歳前)または、繰下げ受給(65歳より後)する場合には、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。納付の手続きについては、福井社会保険事務所または市民課までお問い合わせください。

国保年金だより

※産科医療補償制度 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と、脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能を併せ持つ制度として創設されました。制度に加入する分娩機関は、1児につき3万円の掛金を支払い、万が一補償対象となる重度脳性麻痺児が生じた場合には、保険会社から補償金となる保険金が支払われる仕組みです。

長寿医療制度のお知らせ

保険料支払いを口座振替に変更できます

長寿医療制度の保険料のお支払い方法について、平成21年4月から「年金からのお支払い」になっているかたの「口座振替」への変更ができるようになりました。

現在、保険料が年金から天引きになっているかたが希望される場合、年金天引きを中止して、口座振替でのお支払いに変更するに、

①2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかったかたご本人が、口座振替で支払う場合
②世帯主・配偶者が、ご本人(年金収入が180万円未満のかた)に代わって口座振替で支払う場合

この2つに限られていましたが、こうした制限がなくなりました。

これによって、現在、年金から保険料が天引きになっているかたが、年金天引きを中止して口座振替を選ばれた場合、これまでは、世帯主か、もしくは配偶者の口座からしか振替できませんでした。来年度からはご本人を含めた、ご自分の口座からでも振替をすることができるようになります。

また、ご本人の年金収入に関わらず、口座振替を選択することができるよう

公的年金等の

源泉徴収票が交付されます

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等については、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。

公的年金等の支払者(社会保険庁・共済組合など)は、老齢年金等を受けられているかた全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、1月31日までに交付します。(障害年金、遺族年金については、課税対象になりませんので、源泉徴収票は送付されません)

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および控除内容などです。2つ以上の年金の支払い者に扶養親族等申告書を提出しているかたや、年金以外に給与等の所得があるかた、または公的

国民健康保険税を口座振替でお支払いできます

保険税を年金天引きにより支払われているかたは、口座振替によるお支払いを選択できます。口座振替を希望されるかたは、税務課窓口で手続きをしてください。

申込期日 1月30日(金)までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からの天引きが中止され、7月から口座振替でお支払いいただくことになります。なお、1月30日を過ぎた場合は、6月分以降の年金から天引きを中止することになります。

必要なもの 振替口座の預金通帳、通帳のお届け印
※年金天引きを「現金によるお支払い」には変更できません
※これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合もあります
※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払ったかたに適用されます

問 税務課(☎88-8101)

社会保険労務士による「ねんきん特別相談所」

とき 1月21日(水) 2月18日(水)
午前10時～午後4時
ところ 市役所1階 相談室

ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
福井社会保険事務所 国民年金第一課 ☎076・23・4516
年金給付課 ☎076・23・4518
市民課 ☎88・8102

公的年金受給者(65歳以上)の皆様にお知らせ

確定申告書を作成するための説明会を、次のとおり開催します。

とき 2月12日(木)、13日(金)
午前9時～午後4時
ところ 教育会館3階第1研修室(エレベーターがあります)

両日ともにご都合が悪い場合

2月16日(月)～3月16日(月)の確定申告期間中に、同じ会場で申告をお願いします。

問 税務課(☎88・8101)

5. 年金以外の収入がある場合、当該収入の分かる書類

申告に必要なもの▼

1. 公的年金などの源泉徴収票(注)2か所以上から公的年金などの収入がある場合は、それぞれの源泉徴収票が必要です。年金改定通知書や振込みのお知らせは使えません。また、ご夫婦の場合は、必ず2人分の源泉徴収票をご持参ください。
2. 国民健康保険税の領収書など、生命保険料や地震保険料の控除証明書
3. 認印の他に、障がいをお持ちのかたは身体障害者手帳など
4. 年金振込みの預金通帳または金融機関名と口座番号のメモ(本人名義のもの)
5. 年金以外の収入がある場合、当該収入の分かる書類

確定申告のお知らせ(市・県民税と所得税)

平成20年中の収入などに対する確定申告の期間や会場は次のとおりです。

◆常設相談
とき 2月16日(月)～3月16日(月)
(午前)8時50分～11時30分
(午後)1時～3時30分

※3月1日(日)以外の土・日曜日は相談会がありません。

ところ 教育会館 3階 第1研修室(エレベーターがあります)

この他に、農業所得相談や各地区の公民館で地区巡回相談も行います。詳しくは、市広報2月号で掲載します。

問 税務課(☎88-8101)

